

2010年6月10日

駐在員事務所への課税強化について

上海産業情報センター 横江 隆弘

2010年2月20日中国国家税务总局は、いわゆる駐在員事務所への課税に関して「外国企業の駐在員事務所の税金徴収及び管理に関する暫定条例」（国税発〔2010〕18号文書）を公布しました。今回は、この条例の主な改正の内容などを紹介したいと思います。

1 中国での財務管理

中国で働く駐在員の重要な業務の一つに財務管理があります。財務管理は、大きく2つに分けることができます。会計帳簿の整理・財務諸表の作成などの「財務」と「税務」です。

そして、「税務」に関して、中国で仕事をする上で、まず知っておく必要のある主な税金は、①企業所得税、②個人所得税、③営業税、④増値税（日本でいう消費税）の4つです。

今回は、このうちの駐在員事務所に関わる企業所得税について触れていきます。

2 駐在員事務所に対する課税の現状

中国の駐在員事務所は、本来「外国企業常駐代表機構」としての規定があり、本社のために連絡、準備、補助的業務を行うことを目的として設立され、本社から経費送金を受けて運営されるものです。従って、営業活動を行ってはならず、事業収入もなく、課税対象とはならないはずですが、実際の駐在員事務所の活動うち、金融機関のコンサルタントサービスなど、一定の範囲を超える活動についてのみ、中国国内で事業を行っているものとみなされ、課税を受けることになっています。

駐在員事務所に対する課税の現状は、駐在員事務所の開設後に非課税申請をして、所轄の税務局の承認を受けて申告不要の取り扱い（下記の表の④）を受けるかあるいは、収入課税による申告方式（下記の表の③）により、実際には収入ゼロとして申告して、課税を免除されるという方法を採用している企業が多いようです。

(現行の駐在員事務所の課税方式)

課税 要申告	正確な帳簿あり	① 実質所得課税 (原則法) 正確な帳簿に基づく申告方法
	帳簿が不完全	② 経費課税 経費からみなし利益率を用いて、税額を計算する申告方法
		③ 収入課税 収入からみなし利益率を用いて、税額を計算する申告方法
④ 課税対象外 (免税) 申告不要		

3 今回の改正点について

- (1) 駐在員事務所は、今後すべて税務登録をした上で、課税申告が必要となりました。また、今後新たな免税申請は受理せず、すでに上記④に該当し、申告不要で免税を受けている駐在員事務所に対しても整理を行うということです。
- (2) 従来、③の収入課税方式を採用して、収入ゼロ申告していた駐在員事務所に対して、今後②の経費課税方式による申告に変更するよう求めていくことです。
- (3) ②の経費課税方式のみなし利益率を10%から15%に引き上げられたことです。

4 今後の対応について

- (1) 免税扱いを求める駐在員事務所は、「恒久的施設 (P E)」に該当しない要件を定めた日中租税条約第5条第4項が適用できるかどうかを検討したうえで、P Eに該当しない場合、租税条約の待遇 (免税) を享受することができる手続き (国税発 [2009] 124号文書) を行い、当該手続きでP Eに該当しないことが認められれば、課税対象にならないという方法があります。
- (2) P Eに該当する駐在員事務所は、①の実質所得課税方式を採用することができます。適切な帳簿により、正確に課税所得を計算しなければなりません。この申告方式を採用した場合は、赤字申告となるこ

ともあり得るということです。

- (3) 帳簿が不完全で、正確に収入あるいは原価計算ができず①の実質所得課税方式を採用することができない駐在員事務所は、②の経費課税方式に変更するという指導をただちに受け入れるのではなく、所轄の国家税務局と十分に相談・協議を行い、方向性を決めるのがよいとのこと。

いずれにしても、中国国家税務局は、駐在員事務所の実事上の活動に着目して、本来行ってはならない営業活動を行っているともみなし、年月が経つごとに課税強化をすすめています。駐在員事務所を有されている企業にあつては、慎重に検討したうえで、対応を決定する必要があると考えられます。上海産業情報センターでは今後もこれらの状況に注視していきたいと考えております。